

# 新時代対応型伝統的工芸品等支援事業

～伝統的工芸品の魅力創出や技術の継承等の取組を支援します～

## 【補助対象者】

- ・ 伝統的工芸品等の産地組合、又はそれに類する団体
- ・ 伝統的工芸品等の製造事業者

## 【補助内容】

補助対象事業・補助率・補助限度額については次のとおりです。

	補助対象者	補助対象事業	補助対象事業の具体例	補助率	補助限度額(※1)
① 地域資源連携販路開拓支援事業	産地組合等 又は 製造事業者	伝統的工芸品等の販路開拓、知名度向上等を目的として、他の事業者（他業種も含む）と連携して行う事業	・ マーケティング調査 ・ マイクロツーリズムの実施 ・ モニター調査	2/3 以内	70万円
② 連携商品開発事業	産地組合等 又は 製造事業者	伝統的工芸品等の魅力を高める新商品を開発するために、他の事業者（他業種も含む）と連携して行う事業	・ コラボ商品等への改良 ・ 新デザイン商品試作品の開発	2/3 以内	70万円
③ 後継者確保育成事業	産地組合等 又は 製造事業者	インターン実習生の受け入れ、新規就労者に対する研修等、及び後継者を確保・育成するために行う事業	※2 ・ インターン実習生の受け入れ（補助対象経費は旅費、教材費等） ・ 研修会等の実施 ・ 研修会等への参加	10 / 10 以内	通算 30万円
④ 原材料確保支援事業	産地組合等	新たな原材料を確保するために行う事業	・ 原材料（供給元）の視察・調査	2/3 以内	60万円

※1：①～④の事業から複数を選択して実施することができ、その場合の1事業者あたりの補助限度額は100万円となります。

※2：インターン実習生を受け入れる場合、又は研修会等へ参加させる場合の補助限度額は1人あたり5万円となります。また、複数回申請することができ、③の事業の補助限度額は、通算して1申請者あたり30万円となります。

## 【募集期間】

①、②、④の事業について：令和4年6月3日（金）～6月30日（木）

③の事業について：令和4年6月3日（金）～令和5年1月31日（火）  
（※予算が無くなり次第終了します。）

## 【お問い合わせ先・申請先】

秋田県産業労働部地域産業振興課  
〒010-8572 秋田市山王3-1-1 県庁第二庁舎3階  
TEL：018-860-2231 メール：induprom@pref.akita.lg.jp

随時  
募集!



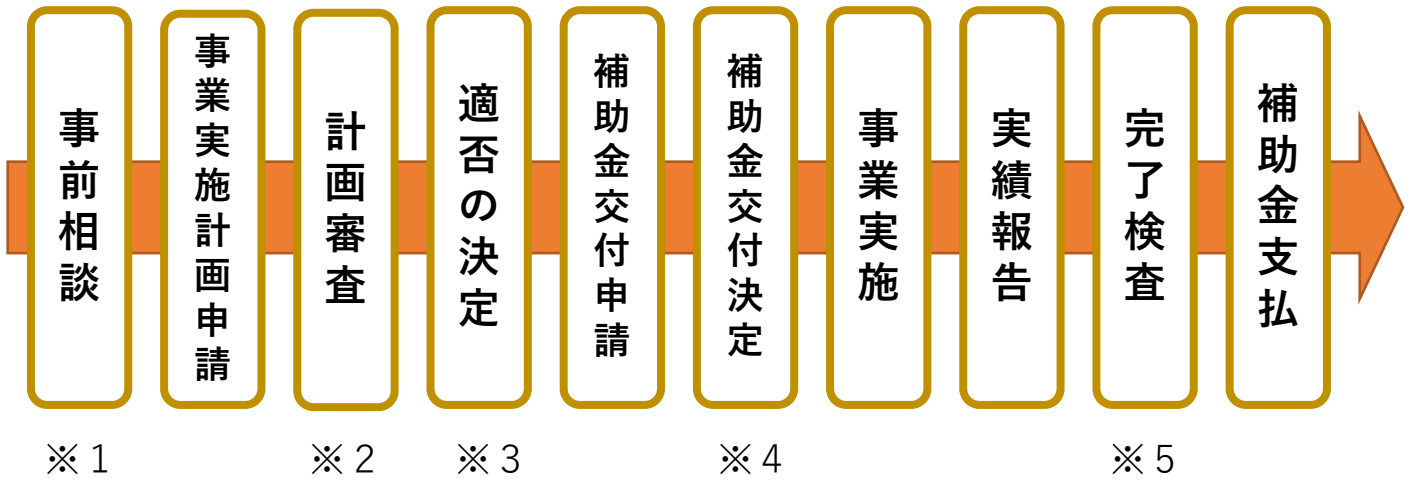
## 【申請方法】

県に事前相談の上、申請書類を作成し、メール等により提出ください。  
申請書類は、「美の国あきたネット」からダウンロードしてください。

県webサイト  
はこちら

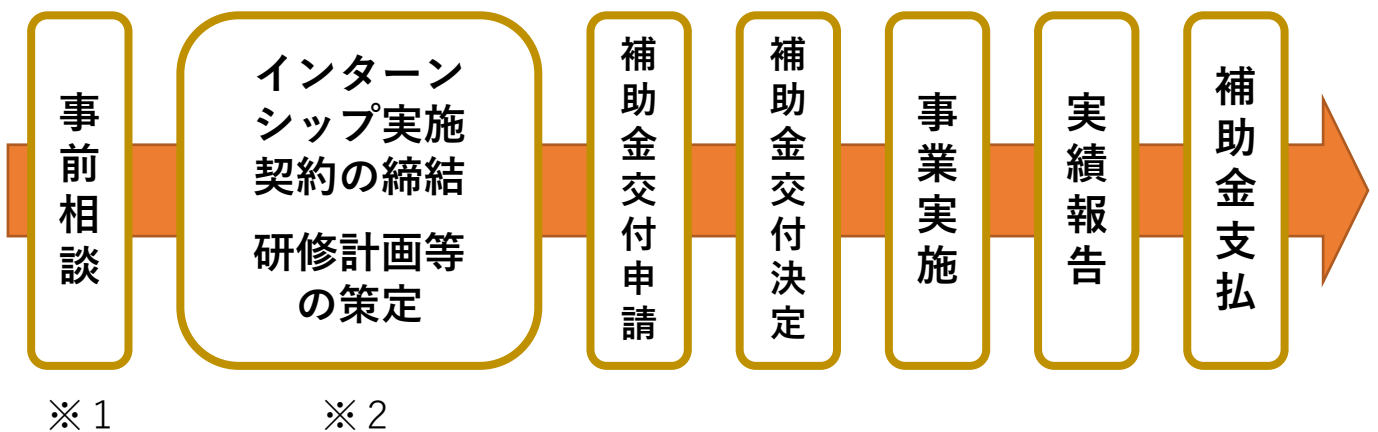
## 【手続きの流れ】

- ① 地域資源連携販路開拓支援事業  
② 連携商品開発事業  
④ 原材料確保支援事業
- } を行う場合



- ※1：申請書類の提出や追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、申請の1週間前を目安に事前相談を行ってください。
- ※2：審査会において申請書類を基にプレゼンテーションをしていただきます。
- ※3：審査会実施後、県が補助金交付申請資格の適否を決定し、その結果をお知らせします。申請資格を有すると認められた方は、次の補助金交付申請の手続きへと進んでください。
- ※4：交付決定の日より前に購入や設置、支払等を行ったものは、補助対象外となりますのでご注意ください。ただし、予め事前着手の届出を行ったものについてはこの限りではないため、事前に事業着手したい場合は、予めご相談ください。
- ※5：経費の支払いを証明する経理書類等を県が実地にて確認します。

- ③ 後継者確保育成事業 を行う場合



- ※1：申請の1週間前を目安に事前相談を行ってください。
- ※2：インターン実習生を受け入れる場合は、補助金交付申請をする前に、インターン実習生と申請者との間で、インターンシップの実施に関する契約を取り交わしていただきます。